

第 98 回定時株主総会インターネット開示事項

■事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況…………… 2

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書…………… 7
- ・連結注記表…………… 8

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書…………… 17
- ・個別注記表…………… 18

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

中国電力株式会社

法令および現行定款第 16 条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>)
に掲載することにより、株主のみなさまに提供しているものであります。

■事業報告

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は、株主・投資家のみなさま、お客さま、地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため、次の方針に従って、必要な組織・制度等を継続的に整備し、エネルギーグループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

1. 当社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は通常月1回開催し、経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて、職務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (2) 取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため、経営会議を原則として毎週開催する。
- (3) 執行役員に業務執行を担わせることにより、取締役会の意思決定および監督機能の強化、ならびに業務執行の効率化を図る。
- (4) エネルギーグループの企業行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し、取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに、自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。
- (5) 取締役会の諮問機関として、会長を委員長とし、社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また、コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し、企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく、コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実、取締役、執行役員および使用人に対する教育等を行う。
- (6) 法令違反行為等の未然防止と是正を図るため、社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し、相談者保護を含めた的確な対応を行う。
- (7) 各組織の長は、それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに、業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。
- (8) 財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し、財務報告の信頼性確保に係る制度の整備、指導・調整を行う。
- (9) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決する。
- (10) 業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し、業務の適正を確保する観点から、監査を実施する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め、各組織において各種リスクの洗い出し、評価、対応策の検討を行い、経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。
- (2) リスク管理を総括する組織を設置し、リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに、社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し、重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。
- (3) 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には、対策本部等を設置して、情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに、適時・的確な情報公開を行う。

3. 当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については、文書規程等に基づき、法令に定めがあるものについては少なくともその期間、法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め、適切に保存・管理する。

4. 当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の基本方針・目標を明確化し、経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより、効率的な事業運営を推進する。
- (2) 適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い、効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業の取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに、グループ経営の方針・目標を定め、グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また、グループ企業管理に係る諸制度を整備し、各企業の事業活動を適切に指導・支援する。
 - b. グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については、当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
 - c. 当社が設置する企業倫理相談窓口は、グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。
 - d. 当社の内部監査組織は、グループ企業における業務の適正を確保する観点から、監査を実施する。
- (2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
- (3) グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には、当社への協議または報告を求める。
 - b. 上記 a. 以外でグループ企業において、コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求める。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として、監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人を配置する。当該使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし、また、人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得たうえで行う。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - a. 監査等委員会は、経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。

- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には、速やかに報告を行う。
- (2) グループ企業の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告、企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。
- (3) 当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし、そのための体制を整備する。

8. 当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については、当社は、それが当該監査等委員の職務に必要なことを証明した場合を除き、速やかに処理を行う。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い、経営全般について相互に認識を深める。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。また、内部監査組織は、監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど、監査の実効性を高めるため、監査等委員会との連携を図る。

〔注〕グループ企業とは、会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 中国電力グループ経営ビジョン「エネルギーチェンジ2030」のもと、中期経営計画を策定のうち、電気事業を中心とした事業を展開するにあたり、取締役会を14回開催し、経営の基本方針等の決定を行うとともに業務執行状況等の報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

また、「企業倫理委員会規程」に基づき、企業倫理委員会を4回開催し、コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をいただくとともに、「エネルギーグループ企業行動憲章」および「中国電力企業倫理綱領」等をもとに、コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。

なお、コーポレートガバナンス・コードに定める各原則については、すべて実施し、その旨を開示しております。
- 「リスク管理規程」に基づき、事業活動に潜むリスクを的確に把握し、未然防止に向けた施策を実施するとともに、その対応状況を毎年経営会議に報告を行っております。また、危機に対して迅速かつ適切に対応するため、「危機管理規程」に基づき、危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。
- 昨年4月以降に、他の旧一般電気事業者等と共同して顧客の獲得を制限している疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けた件につきましては、公正取引委員会の調査に協力するとともに、社内調査を実施しており、適切に対応しております。
- また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、「新型インフルエンザ等対策規程」に基づき対応体制を整備し、国からの要請も踏まえながら中国電力ネットワーク株式会社と一体となり、社員の感染予防対策、事業継続対策を講じております。
- グループ経営要綱において、グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており、グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて、中国電力ネットワーク株式会社を含むグループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また、グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギーグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催（年2回）や当社からグループ企業への訪問等を通じて、グループ企業のコンプライアンス推進およびリスク管理について積極的に関与しております。
- 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき策定した内部監査基本計画に則り、監査等委員会および会計監査人と連携を図りながら、当社およびグループ企業等の監査を実施しております。
- 当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等については、監査等委員会への報告規程に基づき、速やかに監査等委員会へ報告を行っております。

また、監査等委員会は、意思決定の経過および業務執行の状況を把握するため、経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的として、代表取締役と監査等委員4名（うち社外取締役3名）をメンバーとする意見交換会を開催（年2回）し、ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

■ 連結計算書類

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2021 年 4 月 1 日 から
2022 年 3 月 31 日 まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	197,024	28,545	451,942	△ 38,866	638,646
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 108		△ 108
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	197,024	28,545	451,834	△ 38,866	638,537
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 18,013		△ 18,013
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△ 39,705		△ 39,705
自己株式の取得				△ 13	△ 13
自己株式の処分		△ 1		3	2
持分法の適用範囲の変動			△ 322		△ 322
その他		35		△ 2	33
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	34	△ 58,040	△ 12	△ 58,017
当連結会計年度末残高	197,024	28,580	393,793	△ 38,878	580,519

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	10,312	2,771	△ 3,589	9,054	18,548	3,151	660,346
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 108
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	10,312	2,771	△ 3,589	9,054	18,548	3,151	660,237
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△ 18,013
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)							△ 39,705
自己株式の取得							△ 13
自己株式の処分							2
持分法の適用範囲の変動							△ 322
その他							33
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△ 2,217	712	6,695	1,519	6,709	△ 484	6,225
当連結会計年度変動額合計	△ 2,217	712	6,695	1,519	6,709	△ 484	△ 51,792
当連結会計年度末残高	8,094	3,483	3,105	10,574	25,258	2,667	608,445

連 結 注 記 表

2021年 4月 1日から

2022年 3月 31日まで

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 20社

連結子会社は、中電工業(株)、中電プラント(株)、中国計器工業(株)、(株)エネルギーL&Bパートナーズ、中電環境テクノス(株)、(株)エネルギー・コミュニケーションズ、(株)エネルギー・ビジネスサービス、(株)エネルギー・ソリューション・アンド・サービス、(株)パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス、Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.、Chugoku Electric Power International Netherlands B. V.、Chugoku Electric Power America, LLC、Chugoku Electric Power Singapore Pte. Ltd.、中国電力ネットワーク(株)、(株)アドプレックス、中電技術コンサルティング(株)、(株)エネルギー・ロジスティックス、テンパール工業(株)、中国高圧コンクリート工業(株)、(株)電力サポート中国である。

連結の範囲から除外した非連結子会社は、(株)エネルギー・スマイル、C&Cインベストメント(株)、(株)エネルギー介護サービス、日電工業(株)、中国ベンド(株)、中国レコードマネジメント(株)、Sevens Pacific Pte. Ltd.、TEMPEARL INDUSTRIAL (VIETNAM) CO., LTD. であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金の規模等からみて、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性がない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 6社

持分法を適用した関連会社の数 14社

持分法を適用した関連会社は、瀬戸内共同火力(株)、(株)福利厚生倶楽部中国、水島エルエヌジー(株)、大崎クールジェン(株)、海田バイオマスパワー(株)、エア・ウォーター&エネルギー・パワー山口(株)、エア・ウォーター&エネルギー・パワー小名浜(株)、(株)中電工、中国電機製造(株)、3B Power Sdn. Bhd.、Energy Fiji Limited、Jimah East Power Sdn. Bhd.、Vung Ang II Thermal Power LLC、Toyo Thai Power Myanmar Co., Ltd. である。

Energy Fiji Limited については、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めている。Vung Ang II Thermal Power LLC については、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めている。

持分法を適用していない非連結子会社(C&Cインベストメント(株) 他)及び関連会社(ハウスプラス中国住宅保証(株) 他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性がない。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。)

市場価格のない株式等 … 主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 償却方法

有形固定資産 … 定額法

無形固定資産 … 定額法

② 耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定に基づき、改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 36 条の規定により、「湯水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループにおける主要な事業は、当社の電力販売事業及び中国電力ネットワーク株式会社の一般送配電事業である。

当社の電力販売事業は、顧客との電気の需給契約に基づいて電気を供給する義務を負っている。当該取引に係る料金収入については、毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

中国電力ネットワーク株式会社の一般送配電事業は、供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う義務を負っている。当該取引に係る料金収入について、託送供給は毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行い、電力量調整供給は毎月末日時点で決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引、商品スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象 … 当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務に関わる、市場変動リスクの軽減・回避を目的とし、キャッシュ・フローを固定化、又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

② のれんの償却方法及び償却期間

20 年以内に均等償却している。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生した期に一時償却することとしている。

③ 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産のうち、主要な電源設備等の建設のために充当した資金の利子については、「電気事業会計規則」（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）により、資産の取得原価に算入している。

④ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法で電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で、積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年（廃止日が発電開始月から 40 年を経過している場合は、発電開始月から 50 年）が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、解体費の総見積額を基準として計上している。

⑤ 廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社は、「電気事業法施行規則」（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 6 の規定に基づき、原子力特定資産簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下「廃炉円滑化負担金」という。）について申請を行い、経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け、中国電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 5 の規定に基づき、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収を行っている。

⑥ 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）に基づき、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになった。なお、改正法第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

⑦ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として1年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

⑧ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

⑨ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社等は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上する方法によっている。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

⑩ 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等及び改正電気事業会計規則の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当連結会計年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとなった。また、当該会計基準等の適用を踏まえて改正された「電気事業会計規則」(昭和 40 年 6 月 15 日通商産業省令第 57 号)(令和 3 年 3 月 31 日改正)を当連結会計年度から適用し、従来、再生可能エネルギー固定価格買取制度のもとで、電気事業営業収益に計上していた再エネ特措法賦課金及び再エネ特措法交付金について、再エネ特措法賦課金は第三者のために回収する額に相当することから電気事業営業収益に計上せず、再エネ特措法交付金は顧客との契約から生じる収益に相当しないことから電気事業営業費用から控除することとなった。なお、電気事業営業収益のうち、電灯・電力料等に係る料金収入については、毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上(以下「検針日基準」という。)を行っているが、当該取扱いについて「電気事業会計規則」の改正はないため、引き続き検針日基準に基づき収益計上している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の営業収益は 336,163 百万円、営業費用は 335,967 百万円、営業利益は 195 百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は 184 百万円、それぞれ減少している。また、利益剰余金の当期首残高は 108 百万円減少している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとした。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)、
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日。以下「金融商品会計基準」という。)、
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日)及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 2019 年 7 月 4 日)を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び金融商品会計基準第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、連結計算書類に与える影響はない。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産

1. 当連結会計年度に計上した金額

74,229 百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、中期経営計画等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っている。ただし、当該見積りは、競争環境の変化、燃料価格の変動等の予測し得ない要因により影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保資産

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金的一般担保に供している。

担保付債務

社債

931,413 百万円

(1年以内に償還すべき金額を含む。)

株式会社日本政策投資銀行借入金

250,000 百万円

(1年以内に返済すべき金額を含む。)

(2) 連結子会社

担保資産	
その他の固定資産	567 百万円
担保付債務	
長期借入金	750 百万円
(1年以内に返済すべき金額を含む。)	

(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

その他の投資等	12,226 百万円
---------	------------

なお、出資会社が債務不履行となった場合の連結子会社の負担は、当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,488,853 百万円

3. 偶発債務

保証債務

日本原燃株式会社	47,498 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	18,372 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	12,755 百万円
エア・ウォーター&エネルギー・パワー小名浜株式会社	11,711 百万円
エア・ウォーター&エネルギー・パワー山口株式会社	10,106 百万円
Orchid Wind Power GmbH	5,528 百万円
水島エコワークス株式会社	3,915 百万円
C&Cインベストメント株式会社	2,843 百万円
水島エルエヌジー株式会社	2,057 百万円
Jimah East Power Sdn. Bhd.	1,592 百万円
その他	316 百万円

合計額 116,696 百万円

4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形	3,000 百万円
売掛金	97,533 百万円
契約資産	4,213 百万円

5. 会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渴水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項及び改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条）

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	387,154,692	—	—	387,154,692

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,883,619	14,357	2,578	26,895,398

(変動事由)

増加数の主な内訳	
単元未満株式の買取りによる増加	12,552 株
持分法適用会社の持分比率増加に伴う 自己株式(当社株式)の当社帰属分の増加	1,805 株
減少数の主な内訳	
単元未満株式の売渡しによる減少	2,578 株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	9,006百万円	25.00円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	9,006百万円	25.00円	2021年9月30日	2021年11月30日

(注) 配当金の総額は内部取引消去後

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,407百万円	15.00円	2022年3月31日	2022年6月29日

(注) 配当金の総額は内部取引消去前

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の大半を電気事業が占めており、事業を行ううえで必要な設備投資資金・運転資金を、計画に基づき、主に社債、長期借入金、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーにより調達している。資金運用については、計画に基づいて安全性の高い金融資産で運用することとしている。

デリバティブ取引は、当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務（実需取引）のみを対象とすることを原則とし、投機目的の取引は行わない。

長期投資（その他有価証券）は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に株式の時価や出資先の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金はその過半を電気事業に係る債権が占め、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、電気供給約款等に基づき、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

社債及び借入金は主に設備投資資金として調達している。有利子負債残高の多くは固定金利で調達した長期資金（社債、長期借入金）であるため、市場金利の変動による業績への影響は限定的と考えられる。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は、市場変動リスクの軽減・回避を目的に、金利スワップ取引、商品スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用している。当社ではデリバティブ取引の執行箇所から独立した管理箇所を設置し、実施決定権限、執行・報告・管理方法等を定めた社内規程に従って、取引を適切に管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資			
その他有価証券	11,823	11,823	—
負債			
(2) 社債	1,031,413	1,028,038	△3,374
(3) 長期借入金	1,235,222	1,240,749	5,526

(注1) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額45,395百万円）は、「(1)長期投資 その他有価証券」に含めていない。

(注2) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略している。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は57百万円である。

(注4) 社債及び長期借入金については、1年以内に返済予定のものを含めている。

(注5) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載している。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期投資				
其他有価証券				
株式	11,810	-	-	11,810
資産計	11,810	-	-	11,810

(*) 投資信託の時価は上記に含めていない。なお、投資信託の連結貸借対照表計上額は12百万円である。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	1,028,038	-	1,028,038
長期借入金	-	1,240,749	-	1,240,749
負債計	-	2,268,788	-	2,268,788

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期投資

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

社債

社債の時価は、市場価格があるものは、当該市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定しており、それぞれレベル2の時価に分類している。

長期借入金

固定金利によるものは、元利金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

(1) 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,681円51銭
1株当たり当期純損失 110円21銭

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	総合エネルギー事業	送配電事業	情報通信事業
顧客との契約から生じる収益	931,147	133,388	32,013
その他の収益	1,069	—	160
外部顧客への売上高	932,217	133,388	32,174

各事業の主な内容

総合エネルギー事業 … 発電事業、電力販売事業、燃料販売事業、熱供給事業

送配電事業 … 一般送配電事業

情報通信事業 … 電気通信事業、情報処理事業

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。当社グループの主要な事業における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	—
1年超3年以内	50,522
3年超	17,242
合計	67,764

(その他の注記)

1. 「電気事業会計規則」の改正

「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則に準じて連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表を作成している。

2. 連結損益計算書における特別損益科目の説明

特別利益

特別利益として、有価証券売却益と貸倒引当金戻入額を計上している。

有価証券売却益は、政策保有目的であった株式の売却益を計上している。

貸倒引当金戻入額は、2021年1月の卸電力市場価格の急騰によるインバランス料金単価の高騰に伴い、当該料金等の回収が一部困難となる可能性を考慮し、貸倒引当金を計上していたが、当連結会計年度において当該料金等の一部を回収したため、これに対応する貸倒引当金を取り崩している。

3. 会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示

当連結会計年度の小売販売電力量等への影響を勘案すると、現時点では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼすことはない判断している。

■ 計算書類

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金			繰越利益剰余金
当事業年度期首残高	197,024	28,173	50	46,381	2	67	228,500	6,218	△ 38,472	467,946
当事業年度変動額										
海外投資等損失準備金の取崩					△ 2			2		—
特定災害防止準備金の積立						2		△ 2		—
別途積立金の取崩							△ 23,500	23,500		—
剰余金の配当								△ 18,026		△ 18,026
当期純損失								△ 46,336		△ 46,336
自己株式の取得									△ 13	△ 13
自己株式の処分			△ 1						3	2
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)										
当事業年度変動額合計	—	—	△ 1	—	△ 2	2	△ 23,500	△ 40,862	△ 9	△ 64,373
当事業年度末残高	197,024	28,173	49	46,381	—	70	205,000	△ 34,644	△ 38,481	403,572

	評価・換算差額等			純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	6,051	180	6,232	474,178
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の取崩				—
特定災害防止準備金の積立				—
別途積立金の取崩				—
剰余金の配当				△ 18,026
当期純損失				△ 46,336
自己株式の取得				△ 13
自己株式の処分				2
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)	△ 1,537	169	△ 1,367	△ 1,367
当事業年度変動額合計	△ 1,537	169	△ 1,367	△ 65,741
当事業年度末残高	4,514	350	4,864	408,437

(注) 資本剰余金及び利益剰余金の各合計欄は記載を省略している。

個 別 注 記 表

2021年 4月 1日から

2022年 3月 31日まで

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 … 原価法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 … 原価法 (収益性低下による簿価切下げの方法)

評価方法 貯蔵品のうち石炭、燃料油、ガス及び一般貯蔵品 … 総平均法

特殊品 … 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

償却方法

有形固定資産 … 定額法

無形固定資産 … 定額法

耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (1年) による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号) 附則第16条第3項の規定に基づき、改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号) 第36条の規定により、「湯水準備引当金に関する省令」(経済産業省令) に定める額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における主要な事業は電気事業であり、顧客との電気の需給契約に基づいて電気を供給する義務を負っている。当該取引に係る料金収入については、毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

5. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に費用としている。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引、商品スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象…当社業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社業務から発生する債権・債務に関わる、市場変動リスクの軽減・回避を目的とし、キャッシュ・フローを固定化、又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

(3) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）により、資産の取得原価に算入している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法で原子力発電施設解体費として費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で、積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年（廃止日が発電開始月から40年を経過している場合は、発電開始月から50年）が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、解体費の総見積額を基準として計上している。

(5) 廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社は、「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の6の規定に基づき、原子力特定資産簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下「廃炉円滑化負担金」という。）について申請を行い、経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け、中国電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の5の規定に基づき、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払い渡しを行っており、当社は、払い渡された廃炉円滑化負担金について、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

(6) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）に基づき、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになった。なお、改正法第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として費用計上する方法によっている。

また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(8) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上する方法によっている。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定である。

(9) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等及び改正電気事業会計規則の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとなった。また、当該会計基準等の適用を踏まえて改正された「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)(令和3年3月31日改正)を当事業年度の期首から適用し、従来、再生可能エネルギー固定価格買取制度のもとで、電気事業営業収益に計上していた再エネ特措法賦課金及び再エネ特措法交付金について、再エネ特措法賦課金は第三者のために回収する額に相当することから電気事業営業収益に計上せず、再エネ特措法交付金は顧客との契約から生じる収益に相当しないことから電気事業営業費用から控除することとなった。なお、電気事業営業収益のうち、電灯・電力料等に係る料金収入については、毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上(以下「検針日基準」という。)を行っているが、当該取扱いについて「電気事業会計規則」の改正はないため、引き続き検針日基準に基づき収益計上している。

この結果、当事業年度の営業収益及び営業費用は、それぞれ282,032百万円減少しており、利益への影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)、
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日。以下「金融商品会計基準」という。)、
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び金融商品会計基準第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産

1. 当事業年度に計上した金額

59,103百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、中期経営計画等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っている。ただし、当該見積りは、競争環境の変化、燃料価格の変動等の予測し得ない要因により影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保権を設定している資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債

931,413 百万円

(1年以内に償還すべき金額を含む。)

株式会社日本政策投資銀行借入金

250,000 百万円

(1年以内に返済すべき金額を含む。)

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,271,171 百万円

3. 偶発債務

社債、借入金及びコマースシャル・ペーパー等に対する保証債務

日本原燃株式会社	47,498 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	12,755 百万円
エア・ウォーター&エネルギー・パワー小名浜株式会社	11,711 百万円
エア・ウォーター&エネルギー・パワー山口株式会社	10,106 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	9,007 百万円
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	6,325 百万円
Orchid Wind Power GmbH	5,528 百万円
水島エコワークス株式会社	3,915 百万円
Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.	3,000 百万円
C&Cインベストメント株式会社	2,843 百万円
水島エルエヌジー株式会社	2,057 百万円
Jimah East Power Sdn. Bhd.	1,592 百万円
その他	316 百万円

合計額 116,657 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する長期金銭債権	179,084 百万円
関係会社に対する短期金銭債権	42,259 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	5,287 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	79,800 百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

LNG供給事業	
専用固定資産	25 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,176 百万円
合計額	2,201 百万円

6. 会社法以外の法令の規定により計上している引当金

湯水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項及び改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条）

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高	費用	379,328 百万円、	収益	198,425 百万円
営業取引以外の取引高		7,742 百万円		

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	26,629,807 株
------	--------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	20,177 百万円
資産除去債務	13,120 百万円
組織再編に伴う関係会社株式	7,379 百万円
減価償却資産償却超過額	6,536 百万円
修繕等工事費用	6,345 百万円
使用済燃料再処理費用	2,191 百万円
その他	8,159 百万円

繰延税金資産小計 63,912 百万円

評価性引当額 Δ 2,062 百万円

繰延税金資産合計 61,849 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	Δ 1,673 百万円
インバランス収支還元額	Δ 840 百万円
その他	Δ 232 百万円

繰延税金負債合計 Δ 2,745 百万円

繰延税金資産の純額 59,103 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	中国電力ネットワーク株式会社	所有 直接100%	資金貸借取引	社債の償還(注1)	90,580	関係会社長期投資	628,505
				社債利息の受取(注2)	4,094	関係会社短期債権	812
				資金の貸付(注3)	115,000	関係会社長期投資	152,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 中国電力ネットワーク株式会社が発行した社債(当社が発行した社債等と同様の条件で引受)について償還を受けている。

(注2) 中国電力ネットワーク株式会社が発行した社債を当社が引き受けたことに係る利息の受取である。

(注3) CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)に係る資金の貸付であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,132円90銭

1株当たり当期純損失 128円52銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおり。

(その他の注記)

1. 「電気事業会計規則」の改正

「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び計算書類の附属明細書を作成している。

2. 損益計算書における特別損益科目の説明

特別利益

特別利益として、有価証券売却益とインバランス収支還元額を計上している。

有価証券売却益は、政策保有目的であった株式の売却益を計上している。

インバランス収支還元額は、2021年1月のスポット価格の高騰等に伴い生じたインバランス料金の一部について、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行う特別措置が講じられており、これによる還元を受けられる見込みとなった金額について計上している。

3. 会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示

当事業年度の小売販売電力量等への影響を勘案すると、現時点では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼすことはない判断している。